

9月1日～9月10日は「屋外広告物適正化旬間」です。

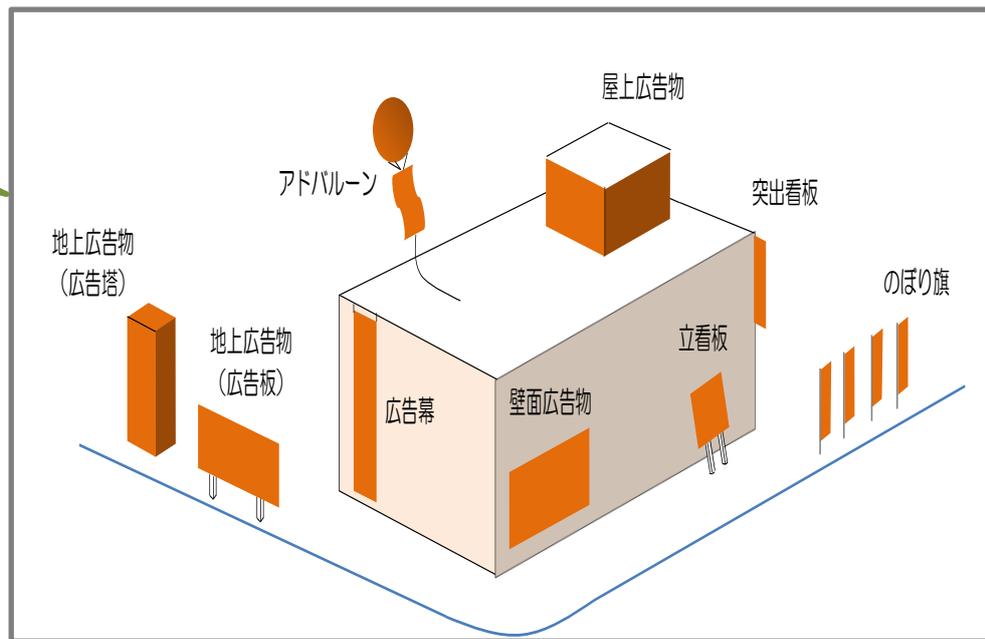
屋外広告物にはルールがあります！



良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害を防止するために八尾市屋外広告物条例で一定のルールを定めています。

対象となる屋外広告物の事例

- 屋外広告物の設置には、原則として**許可が必要**です。
- 広告物の種類や地域に応じて大きさ、高さ、色彩などの基準があります。
- 自家用広告物(自己の店舗や敷地に自己の店名などを表示したものは、一定の面積以内は許可が不要となる場合があります。



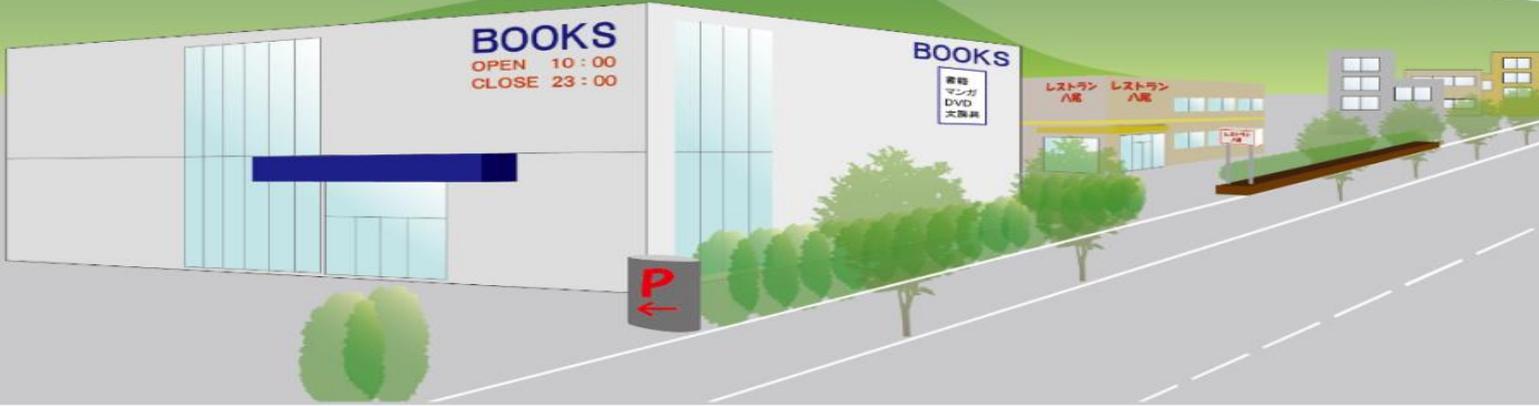
【問い合わせ先】八尾市都市整備部都市政策課

TEL:072-924-3850 FAX:072-924-0207

Email: toshiseisaku@city.yao.lg.jp

9月1日～9月10日は「屋外広告物適正化旬間」です。

屋外広告物を設置する際は、八尾市の**登録業者**または**特例届出業者**(大阪府知事登録を受けて八尾市に届出を提出)に依頼しましょう！



設置後は**定期的な点検**を行い、**安全管理**に努めましょう！

- 屋外広告物の所有者等は、必要な**管理を怠らない**ようにし、**良好な状態に保持**しなければならない**管理義務**があります。



- 事故が発生した場合、責任を問われる場合があります。

【問い合わせ先】八尾市都市整備部都市政策課

TEL:072-924-3850 FAX:072-924-0207

Email: toshiseisaku@city.yao.lg.jp